

公立大学法人山梨県立大学利益相反マネジメントポリシー

(平成28年7月1日 制定)

1 目的

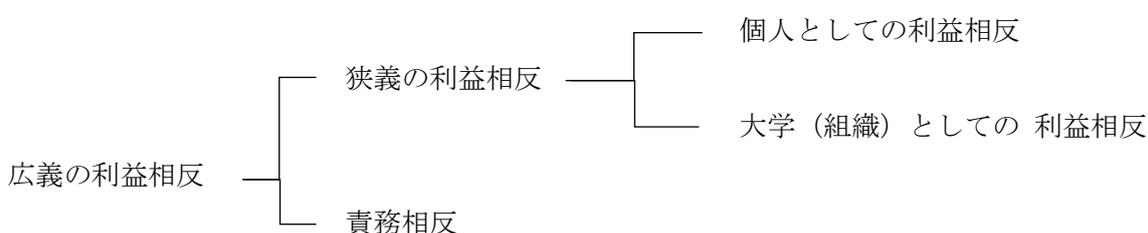
公立大学法人山梨県立大学（以下「大学」という。）は、大学の使命としての研究活動や社会貢献活動（以下「研究活動等」という。）を積極的に進めている。

しかしながら、研究活動等を行う際に生じるおそれのある利益相反の弊害に適切に対応し、かつ公的研究の健全かつ効率的な推進と社会的信頼を確保しなければならない。

そのためここに利益相反に関する基本的な考え方を利益相反マネジメントポリシーとして策定し、大学の役員および教職員ならびに山梨県立大学利益相反マネジメント委員会が指定する者（以下「教職員等」という。）がこのポリシーに則り、大学が自主的に利益相反に対する基本姿勢と利益相反行為の防止体制を学内外に示すことを目的に、本ポリシーを策定するものである。

2 利益相反の定義

<利益相反の概念図>



本ポリシーでは、広義の利益相反を利益相反マネジメントの対象とする。

(1) 広義の利益相反

狭義の利益相反と責務相反の双方を含むもの。

(2) 狭義の利益相反

大学および教職員等が研究活動等により得る利益（兼業に係る報酬、研究成果の実施料収入、株式等）と、教育・研究という大学としての責務との間に相反（衝突・齟齬）が生じている状態をいう。

1) 個人としての利益相反

狭義の利益相反のうち、教職員等個人が得る利益とその個人の大学における責務との相反を指す。

2) 大学（組織）としての利益相反

狭義の利益相反のうち、大学（組織）が得る利益と大学（組織）の社会的責務の相反を

指す。

(3)責務相反

教職員等が主に兼業活動により企業等（国、地方公共団体、独立行政法人、会社その他の営利企業又はその他の団体を含む。以下同じ。）に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態をいう。

いずれの場合も大学および教職員等が、組織的又は個人的な利益や企業等に対する責務を優先させて活動したと疑義を持たれた場合に利益相反の問題が生じる。

3 利益相反マネジメント体制

利益相反マネジメントに係る基本方針や施策の策定および具体的事項に関する審議を行うため、利益相反マネジメント委員会を設置する。

附 則 このポリシーは、平成28年7月1日から施行する。